

岩手県監査委員告示第26号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第4号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県農業研究センター県北農業研究所
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年10月11日
 - (2) 本監査実施日 令和5年12月19日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年2月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物売払収入の徴収に当たり、調定していないものが2件、120,395円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった収入処理について、予備監査時点で判明したことから、早急に調定処理を実施し、令和5年10月26日付けで収納処理を完了した。 今後は、生産物の引き渡しの際に発行する証明書の様式を変更し、「納付書発行日」の欄を設け、関係室課での事務の流れを共有の上、手続の漏れが無いようチェック体制を強化することにより、再発防止に努めることとした。